



和歌山県報

発行 和 歌 山 県
和歌山市小松原通一丁目 1 番地
毎週火、金曜日発行

目 次（*については県例規集掲載事項）

（取扱課室名） ページ

○ 規則

- *5 市町村振興資金貸付規則の一部を改正する規則（市町村課）..... 1
*6 和歌山県農業協同組合法施行細則の一部を改正する規則（経営支援課）..... 2

○ 告示

- 174 指定障害児通所支援事業者の指定（障害福祉課）..... 3
175 指定障害福祉サービス事業者の指定（ ）..... 3
176 指定自立支援医療機関の指定（こころの健康推進課）..... 3
177 （ ）..... 3
178 大規模小売店舗の新設の届出（商工振興課）..... 4
179 （ ）..... 5
180 保安林の指定予定の通知（森林整備課）..... 6
181 道路の区域変更（道路保全課）..... 6
182 （ ）..... 7
183 道路の供用開始（ ）..... 7
184 道路の位置の指定（都市政策課）..... 8

規 則

和歌山県規則第5号

市町村振興資金貸付規則の一部を改正する規則を次のように定める。

令和7年3月14日

和歌山県知事 岸 本 周 平

市町村振興資金貸付規則の一部を改正する規則

市町村振興資金貸付規則（昭和42年和歌山県規則第118号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前欄に掲げる規定を同表の改正後欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改 正 後	改 正 前
（貸付区分） 第2条の2 略 2 前項第2号に規定する財政健全化貸付とは、財政健全化計画を策定し、財政健全化を緊急かつ積極的に推進する次に掲げる市町村で知事が認めるものを対象として当該市町村の財政健全化に資するため貸し付けるものをいう。 (1) 地方財政法（昭和23年法律第109号）第5条の3第4項第1号に規定する標準的な規模の収入の額として政令で定めるところにより算定した額（次号において「標準財政規模の額」という。）が500億円以上の市町村で、地方公共団体の財政の健全化に関する法律（平成19年法律第94号。以下この条において「健全化法」という。）第2条第5号に規定する早期健全化基準におおむね達した市町村 (2) 標準財政規模の額が500億円未満の市町村	（貸付区分） 第2条の2 略 2 前項第2号に規定する財政健全化貸付とは財政健全化計画を策定し、財政健全化を緊急かつ積極的に推進する、次に掲げる市町村で知事が認めるものを対象として当該市町村の財政健全化に資するため貸し付けるものをいう。 (1) 地方財政法（昭和23年法律第109号）第5条の4第2号に規定する標準的な規模の収入の額（以下「標準財政規模」という。）が500億円以上の市町村で、地方公共団体の財政の健全化に関する法律（平成19年法律第94号）第2条第5号に規定する早期健全化基準におおむね達した市町村 (2) 標準財政規模が500億円未満の市町村で次

で次に掲げる市町村

ア 貸付年度の前年度の健全化法第 2 条第 3 号に規定する実質公債費比率（アにおいて「実質公債費比率」という。）がおおむね 25 パーセント以上又は貸付年度前 3 か年平均の実質公債費比率がおおむね 20 パーセント以上の市町村

イ 貸付年度の前年度の健全化法第 2 条第 1 号に規定する実質赤字比率がおおむね 5 パーセント以上又は貸付年度の前年度の同条第 2 号に規定する連結実質赤字比率がおおむね 10 パーセント以上の市町村

ウ 貸付年度の前年度の健全化法第 2 条第 4 号に規定する将来負担比率がおおむね 280 パーセント以上の市町村

3 略

4 第 1 項第 4 号に規定する病院健全化貸付とは、健全化法第 22 条第 2 項に規定する資金不足比率がおおむね 15 パーセント以上に相当する資金の不足額を有し、かつ、自主的に経営健全化計画を策定する市町村で知事が認めるものを対象として当該市町村が経営する公立病院の経営健全化に資するために貸し付けるものをいう。

（貸付けの申請）

第 5 条 振興資金の貸付けを受けようとする市町村は、毎年度別に定める期日までに次の各号に掲げる貸付けの区分に応じ、当該各号に定める書類を知事に提出しなければならない。

(1) 略

(2) 財政健全化貸付

ア～エ 略

オ 当該年度の予算中当該事業に係る地方債の定め及び歳入歳出予算事項別明細書

(3) 略

（調査等）

第 10 条 知事は、振興資金の使用又は事業実施について必要と認めるときは、振興資金の貸付けを受けた市町村に対し、資料の提出を求め、またその他必要な調査をすることができる。

（借入台帳の整備）

第 13 条 振興資金の貸付けを受けた市町村は、市町村振興資金借入台帳（別記第 9 号様式）又はこれに準ずる台帳であつて、借入及び償還の状況が明らかとなるものを整備しなければならない。

に掲げる市町村

ア 貸付年度の前年度の実質公債費比率がおおむね 25 パーセント以上又は貸付年度前 3 か年平均の実質公債費比率がおおむね 20 パーセント以上の市町村

イ 貸付年度の前年度の実質赤字比率がおおむね 5 パーセント以上又は貸付年度の前年度の連結実質赤字比率がおおむね 10 パーセント以上の市町村

ウ 貸付年度の前年度の将来負担比率がおおむね 280 パーセント以上の市町村

3 略

4 第 1 項第 4 号に規定する病院健全化貸付とは、地方公共団体の財政の健全化に関する法律第 22 条に規定する資金不足比率がおおむね 15 パーセント以上に相当する資金の不足額を有し、かつ、自主的に経営健全化計画を策定する市町村で知事が認めるものを対象として当該公立病院の経営健全化に資するために貸し付けるものをいう。

（貸付けの申請）

第 5 条 振興資金の貸付けを受けようとする市町村は、毎年度別に定める期日までに次の各号に掲げる貸付けの区分に応じ、当該各号に定める書類を知事に提出しなければならない。

(1) 略

(2) 財政健全化貸付

ア～エ 略

オ 当該年度の予算中、当該事業に係る地方債の定め及び歳入歳出予算事項別明細書

(3) 略

（実地調査等）

第 10 条 知事は、振興資金の使用又は事業実施について必要と認めるときは、振興資金の貸付けを受けた市町村に対し、資料の提出を求め、又は実地につき調査することができる。

（借入台帳の整備）

第 13 条 振興資金の貸付けを受けた市町村は、市町村振興資金借入台帳（別記第 9 号様式）を備え、借入及び償還の状況を整理しなければならない。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

和歌山県規則第 6 号

和歌山県農業協同組合法施行細則の一部を改正する規則を次のように定める。

令和 7 年 3 月 14 日

和歌山県知事 岸 本 周 平

和歌山県農業協同組合法施行細則の一部を改正する規則

和歌山県農業協同組合法施行細則（平成 14 年和歌山県規則第 70 号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前欄に掲げる規定を同表の改正後欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改 正 後	改 正 前

（提出書類等）
第61条 この規則により知事に提出する書類（法第10条第1項第3号に規定する事業を行う組合が提出する書類を除く。）は、主たる事務所の所在地を管轄する振興局長を経由しなければならない。
2 略

（提出書類等）
第61条 この規則により知事に提出する書類（法第10条第1項第3号に規定する事業を行わない組合が提出する書類を除く。）は、主たる事務所の所在地を管轄する振興局長を経由しなければならない。
2 略

附 則

この規則は、令和7年4月1日から施行する。

告 示

和歌山県告示第174号

児童福祉法（昭和22年法律第164号）第21条の5の3第1項の指定障害児通所支援事業者を次のとおり指定したので公示する。

令和7年3月14日

和歌山県知事 岸 本 周 平

事業所番号	事業所の名称	事業所の所在地	障害児通所支援の種類	事業者の名称	事業者の主たる事務所の所在地	指 定年月日
3052400201	放課後等デイサービスりいど	西牟婁郡上富田町市ノ瀬2504-39	放課後等デイサービス	有限会社リバープレート	田辺市朝日ヶ丘21-1ハートビル2F202号	令和7.3.1

和歌山県告示第175号

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号）第29条第1項の指定障害福祉サービス事業者を次のとおり指定したので公示する。

令和7年3月14日

和歌山県知事 岸 本 周 平

事業所番号	事業所の名称	事業所の所在地	障害福祉サービスの種類	主たる対象とする障害種別	事業者の名称	事業者の主たる事務所の所在地	指 定年月日
3011800673	ヘルパーステーションさざんか	岩出市水栖98-1	居宅介護	特定なし	株式会社ソワソ	岩出市西国分793-1	令和7.3.1

和歌山県告示第176号

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号）第59条第1項の規定により、指定自立支援医療機関（育成医療・更生医療）を次のとおり指定したので公示する。

令和7年3月14日

和歌山県知事 岸 本 周 平

医療機関の名称	医療機関の所在地	担当する医療の種類（薬局は除く。）	主として担当する医師（薬剤師）の氏名又は訪問看護ステーション等の名称	指 定年月日
グレープ薬局	橋本市市脇四丁目175-11	—	南幸宏	令和7.1.1

和歌山県告示第177号

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号）第59条第1項の

規定により、指定自立支援医療機関（育成医療・更生医療）を次のとおり指定したので公示する。

令和7年3月14日

和歌山県知事 岸 本 周 平

医療機関の名称	医療機関の所在地	担当する医療の種類 (薬局は除く。)	主として担当する医師 (薬剤師)の氏名又は訪問 看護ステーション等の名称	指 定 年月日
株式会社Link	紀の川市畑野上316-3	訪問看護	訪問看護ステーションりんく	令和 7.3.1

和歌山県告示第178号

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号。以下「法」という。）第5条第1項の規定により、大規模小売店舗の新設の届出があったので、同条第3項の規定により公告する。

法第8条第2項の規定により意見を述べようとする者は、「（1）氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名（2）連絡先の電話番号（3）大規模小売店舗の名称（4）この公告に係る大規模小売店舗を設置する者がその周辺の生活環境の保持のため配慮すべき事項についての意見」を記載した意見書を、本日から4月以内に和歌山県商工労働部商工労働政策局商工振興課に到着するように提出すること。

なお、提出された意見は法第8条第3項の規定により公告し、縦覧に供する。

令和7年3月14日

和歌山県知事 岸 本 周 平

- 大規模小売店舗の名称及び所在地
(仮称) スーパーデリシャスヒロ海南重根店
和歌山県海南市重根45番1外
- 大規模小売店舗を設置する者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名
株式会社EGH 代表取締役 米原まき
和歌山県有田郡湯浅町大字湯浅1590番地
- 大規模小売店舗において小売業を行う者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名
エバグリーン廣甚株式会社 代表取締役 米原まき
和歌山県有田郡湯浅町大字湯浅1590番地
- 大規模小売店舗の新設をする日
令和7年10月22日
- 大規模小売店舗内の店舗面積の合計
3,046㎡
- 駐車場の収容台数
138台
- 駐輪場の収容台数
34台
- 荷さばき施設の面積
120.0㎡
- 廃棄物等の保管施設の容量
14.3㎡
- 開店時刻及び閉店時刻
開店時刻 午前7時
閉店時刻 午前0時
- 来客が駐車場を利用することができる時間帯

午前6時30分から午前0時30分まで

- 12 駐車場の自動車の出入口の数

2か所

- 13 荷さばき施設において荷さばきを行うことができる時間帯

午前6時から午後10時まで

- 14 届出年月日

令和7年2月21日

- 15 届出等の縦覧場所

和歌山県商工労働部商工労働政策局商工振興課（和歌山市小松原通一丁目1番地）

和歌山県海草振興局地域づくり部地域づくり課（和歌山市湊通丁北一丁目1番地の4）

海南市まちづくり部産業振興課（海南市南赤坂11番地）

- 16 届出等の縦覧期間及び縦覧のできる時間帯

縦覧期間 令和7年3月14日から同年7月14日まで

時間帯 午前9時30分から午後5時まで

和歌山県告示第179号

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号。以下「法」という。）第5条第1項の規定により、大規模小売店舗の新設の届出があったので、同条第3項の規定により公告する。

法第8条第2項の規定により意見を述べようとする者は、「（1）氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名（2）連絡先の電話番号（3）大規模小売店舗の名称（4）この公告に係る大規模小売店舗を設置する者がその周辺の生活環境の保持のため配慮すべき事項についての意見」を記載した意見書を、本日から4月以内に和歌山県商工労働部商工労働政策局商工振興課に到着するように提出すること。

なお、提出された意見は法第8条第3項の規定により公告し、縦覧に供する。

令和7年3月14日

和歌山県知事 岸 本 周 平

- 1 大規模小売店舗の名称及び所在地

（仮称）ラ・ムー岩出店

和歌山県岩出市森字宮前184番1外

- 2 大規模小売店舗を設置する者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名

大黒天物産株式会社 代表取締役 大賀昭司

岡山県倉敷市西中新田297番地1

- 3 大規模小売店舗において小売業を行う者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名

大黒天物産株式会社 代表取締役 大賀昭司

岡山県倉敷市西中新田297番地1

他 未定1者

- 4 大規模小売店舗の新設をする日

令和7年10月27日

- 5 大規模小売店舗内の店舗面積の合計

1,983㎡

- 6 駐車場の収容台数

81台

- 7 駐輪場の収容台数

57台

- 8 荷さばき施設の面積

136.0m²

9 廃棄物等の保管施設の容量

11.6m³

10 開店時刻及び閉店時刻

大黒天物産株式会社 24時間

未定物販 24時間

11 来客が駐車場を利用することができる時間帯

24時間

12 駐車場の自動車の出入口の数

3か所

13 荷さばき施設において荷さばきを行うことができる時間帯

午前6時から午後10時まで

14 届出年月日

令和7年2月26日

15 届出等の縦覧場所

和歌山県商工労働部商工労働政策局商工振興課（和歌山市小松原通一丁目1番地）

和歌山県那賀振興局地域づくり部地域づくり課（岩出市高塚209）

岩出市事業部産業振興課（岩出市西野209番地）

16 届出等の縦覧期間及び縦覧のできる時間帯

縦覧期間 令和7年3月14日から同年7月14日まで

時間帯 午前9時30分から午後5時まで

和歌山県告示第180号

農林水産大臣から次のように保安林の指定をする予定である旨の通知を受けたから、森林法（昭和26年法律第249号）第30条の規定により告示する。

令和7年3月14日

和歌山県知事 岸 本 周 平

1 保安林予定森林の所在場所 海草郡紀美野町毛原上字桑石219の39

2 指定の目的 土砂の流出の防備

3 指定施業要件

(1) 立木の伐採の方法

ア 主伐に係る伐採種は、定めない。

イ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

ウ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(2) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種

次のとおりとする。

（「次のとおり」は、省略し、その関係書類を和歌山県農林水産部森林林業局森林整備課及び海草振興局農林水産振興部林務課並びに紀美野町役場に備え置いて縦覧に供する。）

和歌山県告示第181号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定に基づき、道路の区域を次のように変更したので告示する。

この関係図面は、和歌山県県土整備部道路局道路保全課において告示の日から30日間一般の縦覧に供す

る。

令和7年3月14日

和歌山県知事 岸 本 周 平

- 1 道路の種類 一般国道
- 2 路線名 425号

区 間	新旧の別	敷 地 の 幅 員 メートル	延 長 メートル	備 考
田辺市龍神村安井字安井垣内46番1地先から同市龍神村安井字安井垣内28番1地先まで	旧	9.20 } 27.00	340.80	
同上	新	9.50 } 30.00	340.80	

和歌山県告示第182号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定に基づき、道路の区域を次のように変更したので告示する。

この関係図面は、和歌山県県土整備部道路局道路保全課において告示の日から30日間一般の縦覧に供する。

令和7年3月14日

和歌山県知事 岸 本 周 平

- 1 道路の種類 県道
- 2 路線名 長野上秋津線

区 間	新旧の別	敷 地 の 幅 員 メートル	延 長 メートル	備 考
田辺市上三栖字峯638番1地先から同市上三栖字峯638番1地先まで	旧	5.06 } 7.65	51.32	
同上	新	5.80 } 8.54	51.32	

和歌山県告示第183号

次のように道路の供用を開始するので、道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定に基づき、告示する。

その関係図面は、和歌山県県土整備部道路局道路保全課において告示の日から30日間一般の縦覧に供する。

令和7年3月14日

和歌山県知事 岸 本 周 平

道路の種類 県道

路線名 長野上秋津線

供用開始の区間 田辺市上三栖字峯638番1地先から同市上三栖字峯638番1地先まで

供用開始の期日 令和7年3月14日

和歌山県告示第184号

建築基準法（昭和25年法律第201号）第42条第1項第5号の規定による道路の位置を次のとおり指定した。

令和7年3月14日

和歌山県知事 岸 本 周 平

指定番号	指 定 位 置	申 請 者 住 所 名 氏 名	指定年月日	道 路	
				幅 員 メートル	延 長 メートル
3683	海南市且来字大峰788番の一部、789番2の一部、791番2の一部	和歌山市太田一丁目9番18号 株式会社恵昭不動産 代表取締役 太田恵示	令和 7. 2. 27	6. 00	33. 06
				6. 00	22. 14